

<p>4 社協組織体制整備方針の見直し</p>	<p>⑤障害者の職業紹介の利用促進（障害者の就職については、公共職業安定所に専門の係が置かれ、求人・求職の受付から就職後のアフターケアまで一貫しておこなわれている。本制度の地域相談窓口（勤労市民センター等）との連携の強化によって、利用の促進を図る）。</p> <p>⑥作業所等の積極的な支援と拡充（授産施設、更生施設の設置。積極的な誘致はもとより、市内希望団体が運営を希望する場合、法人格の取得段階から支援をおこなっていく。また、社協による運営も念頭に置く）。</p> <p>⑦社協においても障害者の優先雇用を促進する。</p>	<p>⑤障害者の職業紹介の利用促進</p> <p>⑥作業所等の積極的な支援と拡充</p> <p>⑦社協における障害者雇用の促進</p>	
<p>4 社協組織体制整備方針の見直し</p>	<p>社協の持つコミュニティ・オーガニゼーション（①地域性の開発②社会計画③社会行動）機能をもって、障害者が地域から孤立しない社会の形成をめざす。</p> <p>そこで、組織体制整備方針の遵守と一部見直しに着手する。総体として、本会の場合、コミュニティ・オーガニゼーション機能が弱く、組織体制整備方針に掲げられた理念が具現化していない。</p>	<p>組織体制整備方針の遵守と改定</p>	

<p>5 情報保障の推進 (情報保障の徹底)</p>	<p>市・社協が中心となって以下の事業の具現化に努める。また、必要に応じて国・県への制度改変要望を市民参加で展開する。</p> <p>①ろう教育の充実（手話に対する偏見やろう学校を低位に見る社会意識、医療機関・福祉機関等にろう学校の教育内容が十分理解されておらず、連携も不十分だったことから、ろう学校が聴覚障害者の学びの場として選択肢の一つになりえない状況を打開する）支援。</p> <p>②点訳・朗読ボランティアの養成。</p> <p>③手話通訳士の養成・手話通訳士の派遣（聴覚障害者の社会参加に向けた大きな手段の一つが、いつでもどこでも、一定のレベルの手話通訳者の派遣を受けられる手話通訳制度の確立です）、処遇の向上。</p> <p>④要約筆記者の養成・要約筆記者の派遣。</p> <p>⑤手話通訳ガイドヘルパーの養成・派遣。</p> <p>上記①～⑤の事業を推進し、情報保障の徹底（聴覚障害がある場合、音が聞こえない（聞こえにくい）ことや、そのことからくるコミュニケーションの不都合によって、情報を取りこぼすことがある。このため、十分に情報を得られず、社会生活のなかで不便な思いをすることも少なくない。駅のホームのアナウンス、学校の授業、受診時の順番待ちなど枚挙に暇がない。健聴者が当然のように得ている情報が聴覚障害者も当たり前前に得られることは、バリアのない社会への第一歩。日常生活を送る中で、誰もが、教育を受ける、医療を受けるといった権利をもっている。つまり、情報を保障するということは、権利を守ることもである）に努める。</p>
<p>①ろう教育に対する偏見の払拭を目的とした啓発活動</p>	
<p>②点訳・朗読ボランティアの養成</p>	
<p>③手話通訳士の養成・手話通訳士の派遣</p>	
<p>④要約筆記者の養成・要約筆記者の派遣</p>	
<p>⑤手話通訳ガイドヘルパーの養成・派遣業</p>	

6 欠格条項の見直し	<p data-bbox="242 1191 1426 1796">三浦市民の民意として、欠格条項の見直しを求める（「外国語の通訳は社会的に認知されているが、手話通訳は認められていない」。保健福祉まつりの実行委員でもある手話通訳士の言葉だ。そればかりではない。本や雑誌の点訳は自由だが、テレビの録画ビデオに字幕を付けるのには許可が必要となる。明治時代は、聴覚障害者を一人前の判断能力を持たない人間と見なし、民法では準禁治産者に、刑法では刑事責任を軽くするよう規定していた。このうち刑法の改正は済み、聴覚障害者も刑事責任を問われるようになったが、権利関係の法律では依然として、聴覚障害者排除の条項が残っている。例えば、通訳の問題。民法の、公正証書による遺言状作成の条項です。この条文では、外国人のための通訳は認めながら、聴覚障害者のための手話通訳は一切認めず、結果として聴覚障害者の権利を大きく制限している。ほかに、医師法、薬事法など医事・薬事関係法を中心に、「耳が聞こえない者、口がきけない者」を、欠格条項として免許授与対象から外している法律も数多くある。各人の能力や資質に一切関係なく、聴覚障害者全員を排除する法律は、障害者の社会参加を直接、明確に阻害する。また、本や雑誌については自由に点訳できるのに、テレビ番組などのビデオは、聴覚障害者向けの字幕や手話通訳を自由に入れることができない。著作権法上の制限からだ。こうした至る現象を解消する必要がある）。</p>
欠格条項の見直しを求め、国に要望をしていく	

7 当事者・家族会の組織化による余暇活動の充実	育成会による「まんぼうクラブ」など、当事者や家族会が企画する余暇活動を市・社協が政策的に支援する。具体的には、場の確保やガイドヘルプの充実など。	当事者活動に積極的に参画し、その活性化を図る
8 精神障害者地域作業所の整備	市・保健福祉事務所（保健所／神奈川県）は、精神障害者地域作業所の整備・支援事業を検討・具現化する。	<p>①精神障害者地域作業所運営費補助／精神障害者地域作業所に対し、運営費を助成する。</p> <p>②精神障害者地域作業所家賃等補助金／地域作業所の運営を円滑にするため、家賃または地代の一部を助成する。</p> <p>③精神障害者地域作業所整備費補助金／地域作業所の開設や拡充などにかかる整備費の一部を助成する。</p> <p>④精神障害者地域作業所特別奨励補助金／地域作業所の指導員の確保と定着を図るために特別奨励補助金を助成する。</p> <p>⑤精神障害者地域作業所重度障害者加算／重度の精神障害者の通所する地域作業所に重度障害者加算補助金を助成する。</p> <p>⑥精神障害者地域作業所通所者交通費扶助／地域作業所の通所者の負担を軽減するため交通費を助成する。</p>
9 ジョブコーチの派遣	市を中心に、ジョブコーチ（障害者就労支援の専門職）の派遣によって障害者のサポートをおこなうことで、安定的な継続性の高い障害者雇用を実現する。	ジョブコーチの派遣

10特例子会社の設置	市を中心に、特例子会社（とくに中堅・大企業における障害者の雇用促進のために設けられた制度。一定の要件を満たし、特例子会社の認定を受けた子会社の労働者は、親会社の雇用率の算定において、親会社に雇用されているものとして取り扱われる）の設置を促進する。	特例子会社の設置促進	
------------	---	------------	--

⑩専門相談体制の整備

対応事業	事業の概要	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
1 行政による相談機能の強化	市は、保険者の責務として、介護相談窓口の実行化と機能強化を図る。相談業務の全てをケアマネジャーに依存するのではなく、保険者自らも相談機能を持つことによって、ケアマネジメントや提供されているサービスの適正について評価する仕組みをつくる。	行政相談窓口の充実					